



山ス少第98号
令和4年2月21日

山形県スポーツ少年団各地区協議会会長 殿
各市町村スポーツ少年団本部長 殿

公益財団法人山形県スポーツ協会
山形県スポーツ少年団
本部長 遠藤啓一
(本部長印省略)

スポーツ少年団の活動について（依頼）

平素よりスポーツ少年団活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、まん延防止等重点措置終了後に「再拡大（リバウンド）防止特別対策期間」が令和4年2月21日から3月6日まで実施されることとなり、スポーツ少年団活動について別添のとおり県から要請されました。

つきましては、実施期間のスポーツ少年団の活動については下記のとおりといたしますので、単位スポーツ少年団へ周知徹底いただきますようお願い申し上げます。

なお、日々の状況の変化により、今後にも必要に応じて追加的な対応をお願いする場合がありますことを申し添えます。

記

1. 令和4年2月21日から3月6日までの単位スポーツ少年団の活動について

・活動を停止すること。

*全国大会等（予選を含む）へ出場は、県外移動も含め可とするが、移動先では感染予防対策を徹底し、他単位スポーツ少年団との交流は実施しないこと。また、保護者等関係者に承諾を得るとともに、出発前等の検温・健康チェックは複数人で確認する体制とすること。全行程において基本的な感染防止対策と「うつさない」、「うつらない」行動を徹底し、行動記録を取っておくこと。